

平成 26 年度 東京労働局雇用施策実施方針



東京労働局

目 次

第1 趣 旨	1
第2 平成26年度の主な雇用施策の項目	2
(1) 若年者に対する就職支援	2
(2) 子育て女性等に対する再就職支援	3
(3) 障害者雇用対策の推進	3
(4) 高年齢者雇用対策の推進	5
(5) 成長分野等での雇用創出の推進	6
(6) 職業訓練の効果的な活用による就職支援	7
(7) 求職者個々の状況に的確に対応した就職支援	8
(8) その他	10
用語解説	11

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を東京都知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と東京都が講ずる雇用・福祉・産業振興・教育等に関する施策とが密接な関係の下、円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

東京労働局では、地域の状況を踏まえて、以下の施策について、東京都と連携することにより、効果的・一体的に実施する。

第2 平成26年度の主な雇用施策の項目

(1) 若年者に対する就職支援

ア 新卒者等に対する就職支援

内容：新規学校卒業者及び未就職卒業者向け求人を確保するため、東京都と共同で経済団体等に対して求人要請を行う。

また、ハローワークにおいて、新卒者等に対し、こうした求人情報の提供、個別担当制による職業相談・職業紹介、模擬面接、セミナーの実施等により、きめ細かい就職支援を実施する。さらに、地域の関係機関による「東京新卒者就職応援本部」¹を開催し、新卒者等の就職支援策等について情報共有や連携を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・経済団体等に対し、東京都と共同での新卒者等向け求人要請の実施
- ・求人情報の提供、個別担当制による職業相談・職業紹介、模擬面接、セミナー等によるきめ細かい就職支援の実施
- ・「東京新卒者就職応援本部」を開催し、東京労働局が行う新卒者等の就職支援に関する情報提供、関係機関との意見交換等を実施

東京都が実施する業務

- ・経済団体等に対し、東京労働局と共同での新卒者等向け求人要請の実施
- ・「東京新卒者就職応援本部」に参画し、東京都が行う新卒者等の就職支援に関する情報提供、関係機関との意見交換等を実施

イ 若年者就職支援の一体的実施

内容：東京しごとセンター（飯田橋）内のハローワーク飯田橋（U-35）と東京都のジョブカフェ（東京しごとセンターヤングコーナー）が連携し、若年者に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリングなど一貫した就職支援を実施する。

また、若年求職者の正社員化を図るため、東京都の「若者正社員チャレンジ事業」を連携して実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・ジョブカフェが行う、セミナーやカウンセリング等への誘導

東京都が実施する業務

- ・セミナー、カウンセリング等の実施
- ・ハローワーク飯田橋（U-35）が行う就職支援への誘導

ウ 新規大卒者等向け就職面接会の開催

内容：東京労働局と東京都とが共同で「新規大卒者等合同就職面接会」を開催し、新規大卒者等に対する就職支援を実施する。

また、東京都が実施する「若者就活応援プロジェクト」の合同

就職面接会「TOKYO JOB ORE!FESTA」を共同で開催し、新規大卒者等の就職促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・「新規大卒者等合同就職面接会」及び「若者就活応援プロジェクト」の合同就職面接会「TOKYO JOB ORE!FESTA」の開催にあたり、求人確保や学生・企業への参加勧奨等の実施

東京都が実施する業務

- ・「新規大卒者等合同就職面接会」及び「若者就活応援プロジェクト」の合同就職面接会「TOKYO JOB ORE!FESTA」の開催にあたり、会場の確保・設営、学生・企業への参加勧奨等の実施

(2) 子育て女性等に対する再就職支援

ア 子育て女性等に対する情報提供

内容：ハローワークにおいて、仕事と子育てが両立できる求人の確保に努めるとともに、「子育て女性等の就職支援協議会」²等を通じて、東京都をはじめとした関係機関から地域の保育サービス情報等を収集し、求人情報と併せて利用者への情報提供を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・仕事と子育てが両立できる求人の確保
- ・マザーズハローワーク等³の保育サービス情報等の提供
- ・「子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、保育サービス等の情報収集及び関係機関との連絡・調整の実施

東京都が実施する業務

- ・「子育て女性等の就職支援協議会」への参画により、地域の保育サービスに係る情報提供、関係機関との連絡・調整の実施

イ 子育て女性等に対する再就職支援

内容：お子様連れでも安心して来所していただけるよう、チャイルドコーナーや授乳室を設置しているマザーズハローワーク等において、個別担当制による職業相談・職業紹介やパソコン講習等を行うほか、東京都が開催する託児付セミナーへの誘導等を含め、きめ細かい就職支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・仕事と子育てが両立できる求人情報の提供や個別担当制による職業相談・職業紹介、パソコン講習など、きめ細かい就職支援の実施
- ・東京都が実施する「女性再就職サポートプログラム（託児付きセミナー）」⁴等への求職者の参加勧奨

東京都が実施する業務

- ・「女性再就職サポートプログラム（託児付きセミナー）」等の実施

(3) 障害者雇用対策の推進

ア 福祉・教育・医療から就労への移行の促進

内容：東京都と共同で、地域の関係機関（福祉施設、特別支援学校、医療機関等）を対象としたセミナーや、障害者及び保護者等を対象とした事業所見学会等を実施し、就労についての理解を促進するとともに、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の実施などにより、企業と障害者との相互理解を深め、就労への移行を促進する。

また、地域の関係機関による「雇用移行推進連絡会議」 5 を開催し、雇用への移行推進策の企画・調整を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・関係機関に対するセミナーの実施や障害者、保護者、企業人事担当者向けの「障害者雇用事業所見学会」の実施
- ・障害者の職場実習が可能な事業所情報を関係機関と共有し、障害者の職場実習を活用した一般雇用への移行・推進を実施
- ・「雇用移行推進連絡会議」を開催し、地域関係機関との連携による就職支援の企画・調整の実施

東京都が実施する業務

- ・関係機関と連携のうえ、職場実習が可能な事業所の開拓、実習生受入に必要な支援及び実習を行う障害者の誘導・調整
- ・障害者の一般就労に向けた就職活動セミナーの実施
- ・「雇用移行推進連絡会議」に参画し、地域関係機関との連携による就職支援の企画・調整を実施

イ 関係機関が連携したチーム支援の実施

内容：就職を希望する障害者に対して、ハローワークと東京都の東京障害者職業能力開発校や地域の関係機関（福祉施設、福祉事務所等）と連携したチーム支援を行うことにより、就職活動から職場定着までの一貫した就労・生活支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ハローワークと東京都をはじめとした地域の関係機関が連携して、就職活動から職場定着までの一貫した支援を実施

東京都が実施する業務

- ・東京障害者職業能力開発校等がチーム支援に参画し、障害者の就労支援を実施

ウ 各種セミナーの開催等企業支援の実施

内容：ハローワークにおいて、障害者雇用率未達成企業等を対象とする障害者雇用促進セミナーを開催するとともに、東京都が開催

する障害者雇用に関するノウハウの普及、啓発を目的とした企業向けセミナーへの参加勧奨を行い、併せて、事業主への各種支援を実施し、障害者雇用の拡大と定着の促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・ 障害者雇用率未達成企業等を対象とする障害者雇用促進セミナーの開催
- ・ 東京都が主催するセミナーへの参加勧奨
- ・ 障害者雇用率達成指導とあわせ、助成金等各種支援制度を活用して事業主の障害者雇用を支援

東京都が実施する業務

- ・ 障害者雇用に関するノウハウの普及、啓発を目的とした企業向けセミナーの開催
- ・ 東京労働局が主催するセミナーへの参加勧奨
- ・ 就職した障害者が継続して働くことができるよう、東京ジョブコーチによる支援、賃金助成等の定着支援事業を実施

エ 障害者個々人に応じた能力開発等の推進

内容：ハローワークにおいて、個々の状態やニーズに応じ、職業能力の開発が必要な場合については、職業訓練の受講を勧奨する。その際には、東京障害者職業能力開発校等において東京都が実施する職業訓練コースについて紹介し、適切に誘導する。また、職業訓練受講者に対する積極的な就職支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 職業相談、キャリア・コンサルティングにより、障害者個々人の適性に応じた職業訓練への受講あっせん
- ・ 職業訓練受講修了者に対する就職支援の実施

東京都が実施する業務

- ・ 東京障害者職業能力開発校等における、障害者向け職業訓練の実施
- ・ 障害者委託訓練受託企業等の開拓、確保
- ・ 職業訓練受講修了者に対する就職支援の実施

(4) 高年齢者雇用対策の推進

ア 年齢にかかわらず働くことができる企業等の普及

内容：改正高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワークにおいて、65歳までの雇用継続を図る制度を導入していない企業への指導を実施するとともに、東京都をはじめとした関係機関と連携し、「希望者全員が65歳まで働ける企業」の普及を図る。また、地域の関係機関による「高年齢者就労促進連絡会議」⁶を開催し、高年齢者の安定した雇用を促進するための連絡・調整を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・改正高年齢者雇用安定法に基づく、65歳までの雇用継続を図る制度の導入に係る啓発・指導の実施
- ・「高年齢者就労促進連絡会議」を開催し、関係機関との連携による高年齢者の雇用安定の推進

東京都が実施する業務

- ・「高年齢者就労促進連絡会議」に参画し、高年齢者の雇用安定の推進に係る協議の実施

イ 高年齢者の再就職の援助・促進

内容:ハローワーク飯田橋(シニアコーナー)と東京しごとセンターが連携し、高年齢者に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリング等の就職支援を一貫して実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・東京しごとセンターが実施するセミナーや就業支援サービス等への誘導

東京都が実施する業務

- ・セミナー、カウンセリング等の実施
- ・ハローワーク飯田橋(シニアコーナー)が行う、職業相談・職業紹介等の就職支援への誘導

ウ 高年齢者の多様な働き方への支援

内容:臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、東京都をはじめとした関係機関と連携し、シルバー人材センターの利用案内を行うなど、高年齢者の多様な働き方を支援する。

東京労働局が実施する業務

- ・臨時的就業等を希望する高年齢者に対して、地域のシルバー人材センターの案内・誘導を実施
- ・シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するための指導を実施

東京都が実施する業務

- ・シルバー人材センターの育成・援助を図るため、区市町村を通じた支援を実施
- ・シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するため、シルバー人材センター連合等を通じた指導を実施

(5) 成長分野等での雇用創出の推進

ア 成長分野等における雇用創出

内容:介護、医療等の成長分野や地域に根ざした雇用創出を図るため、

東京都や区市町村が「起業支援型地域雇用創造事業」⁷や「地域人づくり事業」⁸を実施するとともに、ハローワークにおいては、当該事業に係る求人受理や職業相談・職業紹介を行う。

東京労働局が実施する業務

・「起業支援型地域雇用創造事業」や「地域人づくり事業」に係る求人の受理及び職業相談・職業紹介の実施

東京都が実施する業務

・「起業支援型地域雇用創造事業」や「地域人づくり事業」の実施

(6) 職業訓練の効果的な活用による就職支援

ア 地域人材ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

内容：求人者（採用者ニーズ）・求職者（訓練ニーズ）アンケート等を活用し、地域の職業訓練ニーズを踏まえた訓練が実施できるよう、東京労働局が策定する求職者支援訓練に係る東京都地域職業訓練実施計画と東京都が策定する公共職業訓練に係る実施計画について相互に調整を行う。また、求人者アンケートについては、分析後、速やかに東京都に提供し、訓練施設等で学んでいる訓練生に、最新の求人者情報（採用者ニーズ 求める人材像）として提供する。

東京労働局が実施する業務

- ・地域における、求人者（採用者ニーズ）・求職者（訓練ニーズ）アンケート調査等により、求人者（採用者ニーズ 求める人材像）や職業訓練ニーズの的確な把握及び分析を行い、関係機関への速やかな情報提供・調整
- ・地域の職業訓練ニーズを踏まえた求職者支援訓練に係る計画の策定

東京都が実施する業務

- ・公共職業訓練受講者等へのアンケート調査等による職業訓練ニーズの的確な把握及び関係機関への情報提供・調整
- ・地域の職業訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練に係る計画の策定

イ 公共職業訓練や求職者支援訓練による能力開発等の推進

内容：ハローワークにおいて、職業相談やキャリア・コンサルティングの実施により、求職者個々の状況に応じた適切かつ積極的な職業訓練への受講あっせんを行うとともに、公共職業訓練及び求職者支援訓練により能力開発を推進し、訓練修了後の早期就職を実現できるようきめ細かな就職支援を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・職業相談、キャリア・コンサルティングにより、適切かつ積極的な職業訓練への受講あっせん
- ・求職者支援訓練の運営
- ・職業訓練受講中から終了後に至るまで、受講訓練関係職種への継続的

- かつきめ細かな積極的な就職支援の実施
- ・職業能力開発センター等との共催による合同就職面接会等の実施

東京都が実施する業務

- ・公共職業訓練の実施・運営
- ・職業訓練受講修了者に対し、受講訓練の関連職種への積極的な就職支援の実施
- ・未就職訓練修了者の把握と東京労働局への情報提供及び誘導
- ・ハローワーク等との共催による合同就職面接会等の実施

ウ ジョブ・カード制度の推進

内容：ハローワーク及び東京都が訓練実施を委託した民間教育機関等において、ジョブ・カード⁹を活用したキャリア・コンサルティングを実施することにより、職務経歴・能力の確認や就職活動上の様々な課題等を整理するとともに、就職に対する自分の強みの確認及び職業選択の方向付け、就職に必要な能力開発への誘導を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・ハローワークにおいては、キャリア・コンサルティングを通して、ジョブ・カードを就職支援ツールとして活用し、求職者の就職に対する強みや課題を聴き出し、様式3を交付・説明することにより、求職者の持つ潜在的な一面を明らかにすることによりきめ細かい就職支援を行う。
- ・ジョブ・カード制度の普及・利用促進（周知）

東京都が実施する業務

- ・公共職業訓練の委託先民間教育訓練機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの完全実施
- ・ジョブ・カード制度の普及・促進

(7) 求職者個々の状況に的確に対応した就職支援

ア 生活保護受給者や生活困窮者の就労支援

内容：生活保護受給者や生活困窮者に対し、ハローワークが東京都をはじめとした関係機関と連携し、就労支援及び住居・生活支援を実施する。

また、地域の関係機関による「東京都生活福祉・就労支援協議会」¹⁰を開催し、各種支援策が効果的に機能するよう協議・調整を行う。

さらに、住居を喪失し、インターネットカフェ等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、東京都が支援拠点を設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及びハローワークと連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・生活困窮者等に対して、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等を実施
- ・「東京都生活福祉・就労支援協議会」を開催し、関係機関との連携による生活困窮者等に対する各種支援策の協議を実施

東京都が実施する業務

- ・「TOKYOチャレンジネット」¹¹において、住居喪失不安定就労者等に対する生活相談、住居相談、生活資金等の貸付を実施
- ・「東京都生活福祉・就労支援協議会」への参画により、地域関係機関との連携による生活困窮者等に対する各種支援策について協議

イ 外国人労働者の雇用対策の推進

内容：ハローワークにおいて、外国人求職者に対して、きめ細かい就職支援を実施するとともに、企業に対しては、外国人労働者の雇用状況届出指導や外国人指針¹²に基づく指導を行う。

また、東京都が実施する雇用適正講習等により、事業主に対して適正な雇用管理についての広報・啓発を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・外国人求職者に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施
- ・企業に対する外国人雇用状況の届出指導の実施
- ・外国人指針に基づく事業主指導の実施

東京都が実施する業務

- ・雇用適正講習等により、事業主の適正な雇用管理の広報・啓発を実施

ウ 福祉分野で就職を希望する求職者に対する就職支援

内容：福祉分野での就職を希望する求職者に対し、ハローワークにおいて、きめ細かい職業相談・職業紹介、就職面接会を共同して開催するなど、積極的な就職支援を行う。

また、福祉分野の資格や経験がない求職者に対しては、東京都が実施する職業訓練等への誘導を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・福祉分野での就職を希望する求職者に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介、職業訓練受講あっせん等の実施
- ・東京都との共催による就職面接会の開催
- ・福祉分野の資格や経験がない求職者に対する職業訓練の受講あっせん

東京都が実施する業務

- ・東京都福祉人材センターのキャリア支援専門員によるハローワークへの定期的な出張相談を実施
- ・東京労働局等との共催による就職面接会の開催
- ・福祉分野に係る公共職業訓練の実施

エ ホームレスの就業対策の推進

内容：路上生活者に対し、東京都と特別区が共同で設置・運営する自立支援センター¹³において、ハローワークの専門相談員が、就労準備段階から職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・自立支援センターにおいて、専門相談員による就労支援を実施

東京都が実施する業務

- ・特別区と共同して自立支援センターの設置・運営を行うとともに、ハローワークと連携した就労・生活支援を実施

オ 公正な採用選考の推進

内容：東京都と共同して、雇用主研修会の開催や冊子等の活用による啓発を行い、公正採用選考の普及啓発を図る。

また、高等学校卒業予定者の採用選考に際し、不適正事案が発生した場合には、東京都が東京労働局に通報するとともに、東京労働局は、当該事業所に対する事実確認及び是正指導を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・雇用主研修会を開催し、企業トップに対する公正採用選考に係る普及啓発を実施
- ・都内事業所へ冊子の配付による普及啓発の実施
- ・高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適切事案が発生した場合の、当該事業所に対する事実確認及び是正指導等の実施

東京都が実施する業務

- ・就職差別解消促進月間（6月）に、集中的にポスターやチラシを発行するとともに、講演会を開催。また、東京労働局が開催する雇用主研修会を月間事業の一つとして位置づけ、共催で開催。
- ・年間を通して、専用チラシでの周知等により、公正採用選考に関する普及啓発を推進
- ・高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適正事案について、高等学校から情報があつた場合の東京労働局への通報

（8）その他

ア 雇用対策連絡調整会議の開催について

内容：地域の労働政策に関する様々な問題等について、東京労働局と東京都による「雇用対策連絡調整会議」を開催し、情報共有と意見交換を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・「雇用対策連絡調整会議」において、東京労働局が実施する雇用施策等の情報提供と意見交換を実施

東京都が実施する業務

- ・「雇用対策連絡調整会議」において、東京都が実施する雇用施策等の

情報提供と意見交換を実施

イ 男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクションの推進

内容：女性の活躍推進を図るため、改正男女雇用機会均等法施行規則等改正内容の周知徹底のための説明会を開催するとともに、地方公共団体と積極的に連携を図り、企業のポジティブ・アクション¹⁴取組に係る情報開示の一層の促進を図る。

東京労働局が実施する業務

- ・改正男女雇用機会均等法施行規則等改正内容の周知徹底のための説明会を開催
- ・労働局長自らほか職員が、ポジティブ・アクションの取組に係る情報開示など、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び助成措置等の情報提供を積極的かつ直接的に行う。
- ・総合的な連携を図るための、雇用平等推進協議会を開催

東京都が実施する業務

- ・行政機関雇用平等推進担当者連絡会議を開催し、区市町村における取組等の情報収集・意見交換等を実施
- ・総合的な連携を図るための、雇用平等推進協議会を開催

ウ 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備

内容：育児・介護休業の取得促進、子育てや介護期間中の短時間勤務制度の利用促進等、両立を図りやすくするための雇用環境の整備について、周知啓発を行う。より多くの事業主が次世代法に基づくくるみんマーク認定を目指せるよう、周知・広報を行う。

東京労働局が実施する業務

- ・男性、非正規労働者が育児休業等を取得することができるような職場環境を整備するための広報、情報提供を実施
- ・一般事業主行動計画を適切に策定、目標を達成し、くるみんマークを目指せるよう、「一般事業主行動計画策定説明会」を実施する。
- ・総合的な連携を図るための、雇用平等推進協議会を開催

東京都が実施する業務

- ・ワーク・ライフ・バランスフェスタ等の開催による労使に対する意識啓発の実施
- ・両立支援実務者会議を開催し、労使及び行政の連携による各種支援策の推進
- ・総合的な連携を図るための、雇用平等推進協議会を開催

- 用語解説 -

1 東京新卒者就職応援本部

東京労働局、ハローワーク、東京都、学校関係者、労働団体及び経済団体等で構成されており、地域における新卒者等の就職支援についての企画・調整を実施。

2 子育て女性等の就職支援協議会

東京労働局、マザーズハローワーク東京、東京都、経済団体、子育て女性等の支援に関する関係機関等で構成されており、子育て女性等の就職支援に関する情報の共有、連携事項の協議を実施。

3 マザーズハローワーク等

子育て中の女性等を対象として、セミナー、職業相談・職業紹介等を実施する専門施設としてマザーズハローワーク東京（ハローワーク渋谷の附属施設）を設置。この他、都内8か所のハローワーク（大森、池袋、足立、木場、八王子、立川、町田、府中）にマザーズコーナーを設置。なお、足立のマザーズコーナーについては、マザーズハローワークに拡充し日暮里に新設予定。

4 女性再就職サポートプログラム（託児付きセミナー）

出産・育児等の理由で仕事を離れた女性の再就職を支援するため、職種別の能力開発セミナーや職場実習を組み合わせた総合的な支援プログラムを実施。参加中は、無料の託児サービスが利用可能。

5 雇用移行推進連絡会議

東京労働局、ハローワーク、東京都、就労移行支援事業所、地域障害者職業センター、特別支援学校、医療機関、経済団体等で構成されており、職場実習の実施等に係る調整等の実施。

6 高年齢者就労促進連絡会議

東京労働局、ハローワーク、東京都、労働団体及び経済団体等で構成されており、地域における高年齢者の就労促進及び安定雇用について協議等の実施。

7 起業支援型地域雇用創造事業

地域の産業・雇用振興策に沿って、起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出する事業。

8 地域人づくり事業

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等处遇改善に向けた取組を推進する事業。

9 ジョブ・カード

「履歴シート」、「職務経歴シート」、「キャリアシート」、「評価シート」の4種類で構成された就職活動用のツール。これらを活用してキャリア・コンサルティングを受けることにより、自分の職業能力や職業意識を整理することができるほか、目標などが明確になり就職活動の準備や応募書類としての活用もできる。

10 東京都生活福祉・就労支援協議会

東京労働局、ハローワーク、東京都(産業労働局、福祉保健局)、区市の福祉部署、社会福祉協議会等で構成されており、生活困窮者の就労支援に関する事項を協議。

11 TOKYOチャレンジネット

東京都が設置している住居喪失不安定就労者サポートセンター。住居を喪失し不安定な就労に従事する者等に対して、生活支援、居住支援、資金貸付等を行う施設。

12 外国人指針

日本で働き、生活する外国人について、その処遇、生活環境等について事業主が一定の責任を負うべきものであるとして、事業主が講じるべき措置を取りまとめたもの。

13 自立支援センター

東京都と特別区が共同で設置・運営する、路上生活者への宿所・食事等の提供、就労・生活支援を実施する施設。

14 ポジティブ・アクション

従来からの男女の役割分担意識や雇用慣行から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組。

15 一般事業主行動計画

事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、達成のための具体的な対策を盛り込み策定する計画。